
日本大学工学部

11号館（器楽練習棟）利用細則

- 第 1 条 11号館を利用する者は、管理・運営責任者の指示に従わねばならない。
- 第 2 条 各練習室の借用期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、あらかじめ学生課に借用願いを提出しなければならない。なお室内の清掃は、各サークルの責任とする。
- 第 3 条 利用時間は、原則として午前8時より午後9時までとする。ただし、運営責任者が必要と認めた場合は変更できる。
- 第 4 条 注意事項
1. 館内における電熱器、ストーブ、その他火気をともなう器具等の使用は、認めない。
 2. 施設を届出以外の目的に使用しないこと。館内に宿泊しないこと。
 3. 施設に管理責任者の許可なくして造作しないこと。
 4. 共同の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
 5. 館内に運営責任者の許可なく、掲示、貼紙等をしないこと。
 6. 故意又は過失により施設、設備、備品等を破壊、汚損した場合は、その現状回復に必要な経費を弁償すること。
 7. 防火管理、保健衛生管理、災害防止、その他11号館の管理運営上の必要から行う大学の指示に従い、積極的に協力すること。
 8. その他、11号館の管理運営上著しく支障をきたす行為、もしくは、館内共同生活の秩序を乱す行為のあった場合には、退館を命じることがある。

附 則

この規程は昭和56年4月1日から施行する。

日本大学工学部52号館利用細則

- 第 1 条 52号館を利用する学生は、管理運営責任者の指示に従わねばならない。
- 第 2 条 各団体室、サークル室の借用期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、あらかじめ学生課に借用願いを提出しなければならない。なお室内の清掃は、各団体ならびにサークルの責任とする。
- 第 3 条 利用時間は、原則として午前8時より午後9時までとする。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合は変更できる。
- 第 4 条 会議室、合宿室、食堂の利用は使用1週間以前に学生課に所定の申込手続をとらなければならない。なお手続は、所定の用紙に記入の上、責任者の名をもって学生課に届け出、許可を受けるものとする。
- 第 5 条 届け出は、先着順に受理し、利用の許可は原則として届け出順による。
- 第 6 条 更衣室の利用については別に定める。
- 第 7 条 共同施設の利用については、団体による専用は認めない。
- 第 8 条 建造物、備品等を破損した場合には、弁償させることがある。
- 第 9 条 防火に関しては別に定める。
- 第 10 条 注意事項
1. 館内における電熱器、ストーブ、その他火気をともなう器具等の使用は、原則として認めない。
 2. 館内の備品の持出し、移動並びに施設の改変に関しては管理運営責任者の許可を必要とする。
 3. 館内では許可なく飲食してはならない。
 4. 館内での宿泊は、合宿室利用の際をのぞき、原則として認めない。なお宿泊については、別に定める。
 5. 館内における共同施設は、つねに良好な状態を保つよう利用者全員が連帯して保全に協力しなければならない。
 6. その他、52号館の管理運営上、著しく支障をきたす行為、もしくは館内共同生活の秩序を乱す行為のあった場合には、退館を命じることがある。

附 則

この規程は昭和48年4月1日から施行する。

日本大学工学部武道館管理運営規則

第 1 条 (趣 旨)

この規則は、日本大学工学部における武道館の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第 2 条 (目的・性格)

武道館は学生の正課および課外教育活動に適する環境において自主的に規律された団体生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する教育施設とする。

第 3 条 (管理運営の責任者)

武道館の管理運営責任者は学部長とする。

第 4 条 (運営委員会)

武道館の管理運営に関し、具体的な方策を審議しその円滑な運営をはかるため学部長の諮問機関として運営委員会をおく。

2. 運営委員会は次の各号にかかげる委員をもって組織する。

- (1) 学生生活委員長、および学生生活常任委員
- (2) 事務局長、事務長、経理長、庶務課長、学生課長、会計課長、教務課長、管財課長、他各課長
- (3) 入館を承認された学生団体の指導教職員各一名
- (4) その他学部長が必要と認める教職員

3. 運営委員会に関する事務は学生課において処理する。

第 5 条 (入館願)

武道館に入館を希望する学生団体は借用書に当該学生団体指導教職員の印、その他大学が指定する書類を添えて管理運営責任者に願い出るものとする。

第 6 条 (入館選考)

入館を許可すべき学生団体の選考は運営委員会の定めた方針に基づき管理運営責任者が行う。

2. 管理運営責任者は、前項の選考を行うにあたり事前に学生の希望意見を徴することができる。

第 7 条 (入館の許可)

入館の許可は前条の選考の結果に基づいて、管理運営責任者が行う。

第 8 条 (入館手続)

入館の許可を受けた学生団体は、指定された期限内に、管理運営責任者に諸様式書類を提出して入館しなければならない。

2. 入館の許可を受けた学生団体が、所定の期限内に前項の手続きを完了しないとき、又は入館の選考にあたり虚偽の申し立てをしたことが判明したときは管理運営責任者はすみやかに当該入館の許可を取り消すものとする。

第 9 条 (施設の利用)

武道館における各施設を管理運営責任者は教職員、学生および外部団体等にも利用させることができる。

第 10 条 (利用手続)

第 9 条の規定により武道館における各施設の利用を希望するものは、所定の手続により管理運営責任者に願いでて許可を受けるものとする。

第 11 条 (器具、火気等の禁止)

武道館内では、管理運営責任者の許可なくして電熱、暖房その他、火気を伴う器具等の使用を禁止する。

第 12 条 (施設保全の義務)

入館者は施設保全のため次の各号の定めるところに誠実に従わなければならない。

- (1) 施設を届出以外の目的に使用しないこと。
- (2) 館内に宿泊しないこと。
- (3) 施設に管理運営責任者の許可なくして工作しないこと。
- (4) 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- (5) 館内に管理運営責任者の許可なく、掲示、貼紙等をしないこと。
- (6) 故意又は過失により施設、設備を滅失、毀損又は汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償すること。
- (7) 防火管理、保健衛生管理、災害防止、その他武道館の管理運営上の必要から行う大学の指示に従い、積極的に協力すること。

第 13 条 (退館処分)

入館を承認された学生団体および入館者が次の各号の一に該当するときは、管理運営責任者はすみやかに退館を命ずるものとする。

- (1) 第 2 条、第 11 条、第 12 条に定める趣旨、施設保全の義務等に違反すると認められたとき。

-
- (2) 風紀を乱す行為のあったとき。
 - (3) 共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき。
 - (4) その他武道館の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。

第 14 条 (懇談会の開催)

武道館における日常的、具体的な問題の処理について意見を交換し、教職員および学生の相互の理解を深めるため、管理運営責任者は適宜な懇談会を開催するものとする。

第 15 条 (細則等の委任)

この規則の実施に関し、必要な細則および武道館利用心得は管理運営責任者が定める。

附 則

この規則は昭和47年4月1日から施行する。